

平成30年5月15日
湖東信用金庫

貸付条件の変更等の状況について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため地域金融の円滑化に努めております。

平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は平成25年3月31日をもって期限が到来致しましたが、法の期限到来後においても、それまで同様、貸付けの条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでおります。

当金庫における貸付けの条件の変更等の実施状況(平成21年12月4日からの累計)については以下のとおりです。

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末	平成30年3月末
	件数	件数	件数	件数	件数
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	4,752	4,958	5,106	5,291	5,439
うち、実行に係る貸付債権	4,514	4,723	4,881	5,058	5,215
うち、謝絶に係る貸付債権	154	154	154	154	154
うち、審査中の貸付債権	18	15	5	13	3
うち、取下げに係る貸付債権	66	66	66	66	67

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末	平成30年3月末
	件数	件数	件数	件数	件数
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	140	141	142	143	144
うち、実行に係る貸付債権	110	111	112	113	114
うち、謝絶に係る貸付債権	18	18	18	18	18
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	12	12	12	12	12